

南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、南国市が実施する「南国市移住促進デジタルプロモーション事業」（以下「本業務」という。）に係る委託事業者の候補者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

2 審査機関

本業務に係るプロポーザルの審査は、南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

3 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号の全てを満たす事業者（以下「参加事業者」という。）を対象に行う。

- (1) 南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の「7 参加要件確認及び参加資格確認結果通知書の送付」に規定する参加資格確認結果通知書において、本市が本プロポーザルへの参加資格がある旨の通知をした者
- (2) 実施要領に定められた期日までに、実施要領の規定に適合する企画提案書及び必要な関係書類を提出した者

4 審査方法

- (1) 審査は、一次審査として書類審査を行い、一次審査により選定された5者について二次審査としてプレゼンテーションを行う。なお、一次審査は、参加事業者が6者以上の場合に実施するものとし、5者以内の場合は実施しない。
- (2) **一次審査**の書類審査は、次に掲げるところにより実施する。
 - ア 書類審査において使用する書類は、参加事業者から提出された次の書類とする。
 - ①実施要領の「6 参加申込み」の(1)の表の「② 事業概要・業務経歴書」
 - ②実施要領の「8 企画提案書の作成及び提出」の(1)の表の①から④までの書類
 - イ 審査委員会の委員は、下記5の評価基準（基本点）により、それぞれ評価・評点を行う。
 - ウ 各委員の点数を集計し、その評価合計点が最も高い者から順に5者を選定する。
 - エ ウの集計の結果、同点が出た場合の当該同点者間の順位は、次の①により決定し、①も同じ場合は②、②も同じ場合は③により決定する。
 - ①見積額がより安価な者
 - ②下記5の評価基準のうち、「業務1」の合計点数がより大きい者
 - ③下記5の評価基準のうち、「業務2」の合計点数がより大きい者
- (3) **二次審査**のプレゼンテーションは、次に掲げるところにより実施する。
 - ア 対面又はウェブ、参加事業者に都合の良いいずれかの方法により、非公開にて行う。
 - イ プレゼンテーションの時間は、1参加事業者当たり20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員会の委員からの質疑の時間（10分程度）を設ける。
 - ウ 審査委員会の会場への入室又はウェブ会議への参加は、1参加事業者当たり3名までとする。
 - エ プレゼンテーションの順番は、企画提案書が提出された順とし、別途お知らせする。なお、郵送提出による場合で、同日同タイミングで市に到着したときは、当該郵送提出をした業者間の順番については、市が抽選し、決定する。

- オ 指定した審査開始時間に遅れた場合又は欠席した場合は、失格とする。
- カ プレゼンテーションで使用できる資料は、上記(2)アに記載する書類のみとする。
- キ 審査委員会の委員は、上記(2)アに記載する書類及びプレゼンテーションに基づき、下記5の評価基準（基準点）及び評価基準（加算点）により、評価・評点を行う。
- ク 全ての参加事業者の審査終了後、全委員の点数を集計し、その評価合計点が最も高い者から順に委託事業者の候補者と次点者を選定する。
- ケ クの集計の結果、評価合計点の最高点の者が同点で2者以上ある場合は、次の①により委託事業者の候補者と次点者を選定し、①も同じ場合は②、②も同じ場合は③により選定する。なお、次点者の者が同点で2者以上ある場合も同様とする。
- ①見積額がより安価な者
- ②下記5の評価基準のうち、「業務1」の合計点数がより大きい者
- ③下記5の評価基準のうち、「業務2」の合計点数がより大きい者
- コ 全委員の評価合計点（基本点のみで計算したもの）が300点以上の参加事業者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。
- サ 参加事業者が1者の場合であっても二次審査を行うものとし、全委員の評価合計点（基本点のみで計算したもの）が300点以上あったときは、当該参加事業者を契約候補者とする。

5 評価基準

- (1) 審査における評価基準（基本点）は、次の表のとおりとし、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）とも共通とする。なお、二次審査においては、一次審査（書類審査）における点数はリセットし、プレゼンテーションを経た上で再度評価する。

項目	評価基準	配点	
実績・スケジュール	会社として同種・類似業務の実績は十分か。	5	
	全体の実施体制は、本業務を確実に履行できるものか。	5	
	業務スケジュール及び作業工程が明確で、無理のないものか。	5	
提案内容	業務1 移住プロモーション動画の作成	仕様書の内容（目的・ターゲット）及び本市の特色や魅力を適切に理解した上での提案となっているか。	10
		動画の方向性、構成概要、シナリオ等が本市への興味を惹く、魅力的なものか。	15
		視聴維持率を高める編集上の工夫について、有効性があり、かつ、実現性のある内容か。	15
		撮影及び映像作成の技術について、その会社の独自性・優位性・工夫が認められ、かつ、効果的なものか。	15
		配置予定者の専門性・実績は十分か。	5
	業務2 成果物を活用したプロモーションの実施	情報発信の実施内容（手法、媒体、配信期間等）は、動画を効果的に周知し、仕様書に掲げる目的・目標の達成に資するものか。また、根拠は納得できるものか。	15
		配置予定者の専門性・実績は十分か。	5
見積内容	見積額が予算の範囲内であり、仕様に掲げた業務経費がすべて計上されているか。また、積算内訳及び根拠が明確に示されており、提案内容に対して適当か。	5	

- (2) 審査における評価基準（加算点）は、次の表のとおりとし、二次審査の評価・評点におい

て使用する。

項目	評価基準	配点
プレゼンテーションの内容	制限時間内にわかりやすく説明がなされ、かつ、業務に対する誠実さ及び意欲が感じられるか。	15